

平成20年度

事業計画

社会福祉法人 原町成年寮

奥戸福祉館

I 運営方針

運営の理念

- ①利用者の人権と自己決定を尊重した支援を行います。
- ②利用者の個性と自主性、主体性を大切にした支援を行います。
- ③利用者一人一人が社会人として、生きがいと喜びを持てる「働く場」を提供し社会経済活動への積極的な参加を行います。また、障害が重い方が充実した日々を送れるよう多様な活動を提供します。
- ④「自立と地域生活」を目標に、そのために必要な支援を行います。

1 はじめに

今年度、社会福祉法人原町成年寮としては2つめの通所施設を開設する。障害者自立支援法にあわせた事業所として運営される。奥戸福祉館は日中活動の先行実践部隊として、様々な協力をし、運営が安定するよう努力していきたい。また奥戸福祉館もこのことにより、大きく変化せざるを得ない。利用者、保護者に無用な不安を与えないよう配慮しなければならない。

2 今年度の運営

上記に記したように激しく変化する年度である。法人自体の状況だけでなく、障害者自立支援法の様々な見直しによるものも大きい。状況判断を的確になおかつスピーディに行う。

利用者の給与（工賃）を19年度の倍増を目指す。そのためパン製造を増産させるため必要な機械を入れ、なおかつパン職人、コンサルタントを活用する。また法人のパン直営所を移転、拡大する。葛飾区が設置予定している福祉施設製品直営所についても積極的に関与する。これらは新通所事業所とあわせて、利用者の希望を取り入れつつ適正な配置を実施する。

余暇支援を昨年度に続き実施する。高いニーズに応えられるような内容を考えていく。このことに加え、やまもまつり、合同運動会、宿泊旅行のあり方を年度をとおして議論し、時代にあったあり方を考えていく。

日中活動グループは年度途中で人事異動が実施される。創作活動、音楽活動、外出活動は生活介護と共同して開催することを模索し、様々な体験を通して適切な利用者配置を考案していく。

Ⅱ 利用者支援

1 グループ活動

(1) 日中活動グループ

【支援方針】

日中活動のなかで運動グループ、作業中心のグループに分け利用者個々の障害程度、年齢、能力など把握し本人の自己選択を考慮したプログラム検討し支援を行っていく。また、双方が重なり合う活動などプログラムの内容を徐々に広げていく。

活動内容

①体力づくり

訓練という形のなかだけでなく、日中活動全体のなかで機能の維持が計れるようにし、体力面では散歩を中心におこない、夏季（7月～9月）にはプール活動を取り入れ体力低下の予防になるよう支援する。

②軽作業

利用者一人ひとりの適性はあるが、利用者の持っている力を引き出し年齢や障害の重さに関係なく、働くことの喜びと地域生活移行につながるよう支援する。

作業については、就労グループより受注作業を分けてもらい、また第1生活寮（法人生活寮）で行っている受注作業を連携し行う。また、お茶の販売・配達も行う。

◇お茶＝60万

③創作活動

一人ひとりの感性が磨かれるよう支援をする。

料理・カレンダー作り・さをり織り（さをり織りについては委託店下町やよりの注文のみ受けていく）

④音楽活動

講師の先生による楽器演奏・歌・身体表現を中心に、利用者個々の自己表現の幅を引き出していく。

◇活動日 第2・4木曜日午後（年24回）

◇講師 益山ゆき・生方裕子

⑥外出活動

地域に出て行き人との交流、ルールやマナーを身につける

4月 葛西臨海公園	7月 鉄道博物館
9月 味覚狩り	2月 いちご狩り

日課

	月～金	備考
9：00	朝礼	*第2/4木曜日－音楽活動 *昼食場所は事務所
9：30	1便到着 散歩・軽作業	
10：30	2便到着 お茶休憩	
10：50	散歩・軽作業	
12：00	昼食 休憩	
13：20	散歩 軽作業 創作活動	
14：30	お茶休憩・1便利用者帰り準備	
15：10	1便送迎出発	
15：50	2便利用者帰り準備	
16：20	2便送迎出発	

(2) 就労グループ

【支援にあたって】

今年度はパン事業のさらなる拡大を目差し、パンに関わる作業種目を増やしていく。軽作業グループは縮小するが、少人数でも責任を持って仕事をし、また新事業体系移行に対応できるように利用者の作業システムを確立していく。

支援目標は、すべての利用者がそれぞれの場で働くことを通して社会と関わり、自立につなげるようにはたらきかけていく。

地域生活支援はこれまで同様、グループホームなどの見学・短期利用や地域清掃等を通して経験を深められるよう支援する。また余暇支援は、祝休日を利用して実施するとともに、地域生活に結びついた小グループ活動を実施していく。

① ン作業グループ

昨年度に引き続きパン事業の拡大をする。新たな販売先として立石に新店舗を作り、売り上げ増を行っていく。外部から製造や販売に関わる専門のコンサルタントやパン技術者を招き利用者職員のパン製造販売技術の習得を行っていく。パンの製造や販売に関わる利用が増えるため、利用者が自分の仕事に責任感や充実感を持てるように出来るだけ多くの作業工程を利用者主導で行えるようにする。また、就労移行につなげるため仕事に対する姿勢や技術を身につけられるように支援していく。製造と販売部門を分け連携をとることにより責任所在の明確化と作業効率を図る。

衛生面では、定期清掃、手洗いと靴の履き替え、白衣、爪、健康状態の毎朝のチェックなどを行い事故防止の対策を徹底する。

年間売上目標＝１６００万円

内訳 ◇８００万円（立石店）（営業形態により増額予定）

◇３２０万円（ＳＢＢ）

◇８０万円（ＫＩＳＳ）

◇２００万円（ももちゃん）

◇１００万円（定期）

◇１００万円（その他販売会等）

②軽作業グループ

パン事業拡大に伴い従事人数は減少する見込みのため、受託業種を取捨選択していく必要がある。また、より効率的かつ適切な作業システムを確立する。受託作業だけでなく出来ることを模索する。

売上目標＝３２７万円

◆受託作業＝２６２万円

◇シラコ物流＝１２０万 ◇ニッシン＝３６万 ◇藤和照明＝６０万

◇東栄社＝３６万円 ◇アイデイ＝５万 ◇かわら版＝５万

◆自主生産＝６５万円

◇ウエス＝６０万 ◇アルミ缶＝５万

③地域生活支援

その１ 地域生活に関する情報提供をおこない、必要に応じてグループホーム等関係機関と調整して見学会等を実施する。

その２ 地域生活を体験できるよう、あさぎ・もえぎ寮等を利用して寮生活の体験をおこなう。

その３ 月に１回地域清掃をおこなう。

④日課

時間	月・火・水・木・金
９：００	朝 礼
９：１０	作 業
１０：３０	休 憩
１０：４５	作 業
１２：００	昼食・休憩
１３：００	作 業

14:30	休憩
14:45	作業
16:00	帰宅

連絡を密にし健康状態を把握する。また生活習慣病、疾病の予防、早期発見に努め通院加療の判断や保護者へのアドバイス等を行う。

(1) 健康管理

①身体測定 年1回 [項目] 身長・体重・体温・脈拍・血圧

体重測定 毎月25日

②健康診断 年1回・嘱託医による聴打診 年1回

[項目] 身長・体重・肥満度・体脂肪率・視力・血圧・検尿・(糖・蛋白)

心電図・胸部X-P・内科問診・血液検査(肝機能・腎機能・脂質・貧血・血糖)

③歯科検診 年2回(6月・1月)・歯磨き指導年2回(7月・2月)

(2) 嘱託医との連携

嘱託医との協力関係を維持し、毎月相談日を設けて健康相談や診察等行えるよう連絡調整を行う。

(3) 衛生管理

0-157、ノロウイルス、インフルエンザ等、感染の恐れのあるものについては発生時期に注意を促し感染の予防に努める。

①うがい、手洗い、手指消毒の励行

②細菌検査(検便)

・利用者、職員は年1回行う。

・パン従事者は年4回行う。

(4) 職員の健康管理

心身の健康を保持するためには各人が健康に十分配慮をほらってもらうと共に、健康診断については本人が自覚していない潜在性の病気や異常が発見されることもあるので必ず行ってもらおう。

① 人の健康診断(成人病検診) 年1回(10月～11月)

[項目] 身長・体重・肥満度・視力・聴力・検尿(糖・蛋白)・心電図

胸部X-P・胃X-P・血液検査(肝機能・腎機能・貧血・血糖)

* 節目対象者は人間ドックを行う。

(5) 年間予定

4月	内科相談		10月	内科相談	
5月	内科相談	利用者健康診断 細菌検査 職員・パン従事者	11月	内科相談	
6月	内科相談	歯科検診	12月	内科相談	細菌検査
7月	内科相談	歯磨き指導	1月	内科相談	歯科検診
8月	内科相談		2月	内科相談	歯磨き指導
9月	内科相談	細菌検査	3月	内科相談	細菌検査

5 給食

(1) 栄養指導

肥満傾向にある利用者や健康診断の結果食事療法が必要と思われる利用者については、家族に対して必要なアドバイスを行う。

(2) 給食指導

- ① 利用者へ昼食の提供をする。
- ② 献立会議（7施設合同で開催）
 - ・実施予定 毎月1回（議長は施設長が6ヶ月交代で持ち回りとする。）
 - ・構成 施設長・栄養士・委託調理業者及びその栄養士
 - ・議題 給食内容（食形態含む）及び給食指導等の検討
- ③ 栄養給与目標量
 - ・算出根拠 日本人の年齢別、個別栄養所要量（栄養審議会）
 - ・栄養給与目標量 熱量 720Kcal 蛋白質 25g
（備考：1食あたり平均 個々の利用者の健康状態等により配慮する。）
 - ・食品構成の配慮
栄養に片寄らない献立を作るよう配慮する。
- ④ 給食に関する保健衛生管理
 - ・細菌検査実施計画～栄養士・給食調理従事者 月1回
 - ・給食施設、設備に対する配慮
 - * 昆虫の防除設備（網戸）及びネズミの侵入防止設備の定期点検を行い、必要があれば補修する。
 - * 常時、消毒薬を容器に入れて準備する。

* 食器の熱風消毒を常時実施する。

* 米穀、乾物、調味料については、保健衛生上十分配慮した場所に保管する。

* 厨房等の害虫駆除を年2回実施する。

⑤ 摂食指導

咀嚼、嚥下の未熟な利用者の摂食向上に努める。

⑥ 給食委員会（月1回開催）

検食状況、喫食状況など給食全般について評価し、献立会議に意見を出すことにより、よりよい給食の提供と改善に役立てる。

6 行事

(1) 館内行事

入館式	4月1日
みんなの集い	毎月第一出勤日
利用者自治会	適時

(2) 全館行事

実施月日	行事名	内容・目的など
6月14日	合同運動会	区内施設等の利用者の交流
5月22日～23日	宿泊旅行	利用者の慰労と見聞を広める
10月5日	やまもも祭	地域交流
12月 日	原町忘年会	法人総会と施設利用者、家族、職員の交流

7 地域交流

【地域交流】

近隣の学校や町会及び地域の方との交流や連携をし、地域の方々に障害者に対する理解を深めてもらうとともに、身近に障害を持つ方が生活し、障害者が通う施設があることを認識してもらう。

南奥戸小学校との交流や普連土学園及び各大学や地域のボランティアの受け入れを行う。また、交流することにより福祉館の活動や作業体験などを通じて地域の方々とのふれあいを図る。

【ボランティアの受け入れ】

行事時や日常の作業ボランティアなど様々な機会にボランティアを受け入れ、福祉館の活動のお手伝いをしていただくと共に、利用者への理解を深めてもらい、開かれた施設作りに努める。

8 利用者自治会

利用者が自分たちの自主的な活動を活動を企画実行したり、利用者全体に関わることを自ら考え決めていくといった自治会活動を通して、自己決定や自己選択の力をつけていくことを支援する。

支援にあたっては、自治会を援助する担当職員を置き側面からの支援を基本に支えていく。

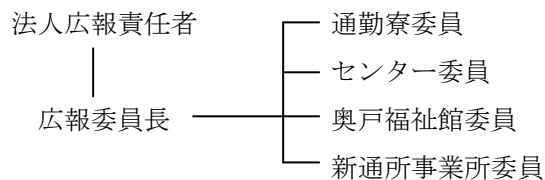
9 家族との交流

今年度は運営方針でも述べているように、状況が変化することが予想されるので今まで以上に家族との連携を強化する。

- (1) 家族連絡会～隔月開催
- (2) 保護者会役員との懇談会（必要に応じ開催）
- (3) 就労グループ及び日中活動グループ保護者との懇談会（必要に応じ開催）
- (4) 個別面談及び家庭訪問～必要に応じてその都度実施
- (5) 連絡帳を活用した家庭とのコミュニケーション
- (6) 家族連絡会等での学習会の開催～福祉情報の提供、健康管理等に関すること

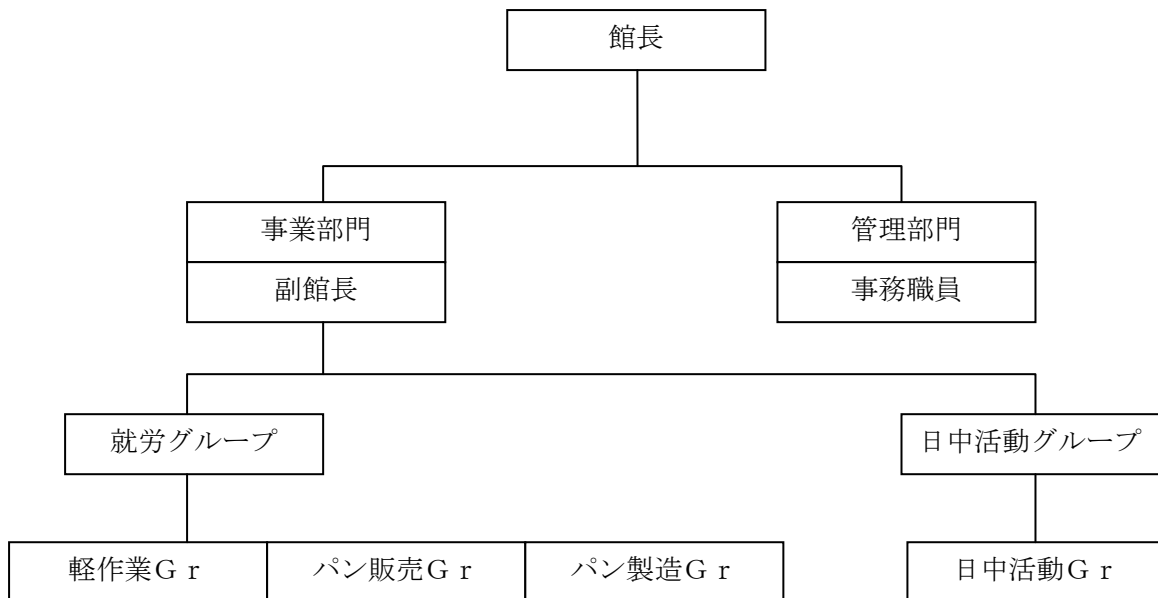
10 広報活動

今年度の状況をふまえ、法人全体での広報活動の中に館の状況、新通所事業所の方向性を発信していく。主たる内容は「原町かわら版」「原町成年寮ホームページ」である。組織としては以下ようになる。



Ⅲ 管理運営

1 組織体制（4月～6月）



2 会議

職員会議	月2回：第2第4金曜日午後4時30分から	全職員
主任会議	館長招集時：館長・副館長・主任・専務	
拡大主任会議	館長招集時：主任会議メンバー+キャップ	
グループ会議	月2回第2第4水曜日16：30～	
日中活動マネジメント会議		

3 全館行事及び余暇支援

日時・内容	
4月 1日	入学式
5月 6日	余暇支援
5月22日～23日	宿泊旅行
6月14日	合同運動会
7月19日	余暇支援
9月23日	余暇支援
10月 5日	やまもも祭
11月22日	余暇支援
12月 日	原町忘年会
3月20日	余暇支援

4 委員会等

委員会名
広報委員会
工賃支給検討委員会
保健給食委員会
防災安全委員会

販売イベント調整担当
地域交流
利用者自治会
ボランティア

5 研修

(1) 外部研修

- ・必要な研修に職員を派遣する。

(2) 内部研修

- ・時代にあった内容の研修を企画していく。

6 防災安全管理

利用者が災害弱者であることを十分認識し、日常の安全管理には十分注意し、万一の災害の発生に備え、被害防止のために万全を期する。

- (1) 消防計画に基づき予防対策、消防対策、震災対策を講じる。
- (2) 非常災害発生を想定して、定期的に防災・避難訓練等を実施する。

実施月	種別	備考
4月	防災教育	消防計画、自衛消防隊について（職員）
5月	震災訓練	震災想定による避難訓練
7月	避難訓練	通報、消化訓練
9月	避難訓練	消火、避難訓練
1月	避難訓練	通報、消火、避難訓練
2月	防災訓練	消防署による映画の上映と話
3月	総合訓練	

- (3) 本田消防署の協力を得て、災害防止の意識高揚を計るため、利用者及び職員に対して防災教育を行う。
- (4) 防火管理者資格取得の推進
- (5) 葛飾区地域防災無線の定期通信訓練の実施。（毎月第3水曜日）
- (6) 火気施設点検の確実な実施。
- (7) 台風及び降雪時の緊急対応。

7 苦情解決

利用者及び家族等から苦情や意見が出やすいような環境を整備し、本制度が有効に活用されるよう努め、サービス内容の充実と改善を図る。

- * 苦情解決受付担当
- * 第3者委員
- * 苦情解決責任者

8 第三評価受審

第3者評価を昨年度に引き続き受審する。